

こおりまち

議会だより

平成22年秋号 VOL.82

9月定例会 (9月1日～9月13日)

平成21年度

一般会計決算・認定 2

総括質疑 4

特別会計決算認定 6

高齢者確認の管理体制は
一般質問 4名登壇 8

決議 11

請願・陳情 14

平成21年度

一般会計決算認定

歳入 49億 6,803万円

歳出 46億 3,925万円

7

対

4

決算の概要

平成二十一年度桑折町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額四十九億六千八百三十二万円、歳出決算額四十六億三千九百二十五万四千円となり、歳入歳出差引残額は三億二千八百七十七万八千円となりましたが、そのうち三千六百四十四万三千円が繰越

明許費繰越額でありますので、この分を差し引いた二億九千二百三十三万五千円が実質残額となりました。この額のうち二億円を財政調整基金に積み立て、残額九千二百三十三万五千円を翌年度に繰越処理いたしました。

歳入については、予算現額に対して一億九千二百四十三万二千円、率にして三七・七%の減となりました。収入増の主なもの、町税千八百八十八万八千円、地方交付税九千七百九十七万七千円、繰越金五千五百六十一万七千円などであり、収入減の主なもの、国庫支出金二億八千二百八十二万二千円、県支出金千七百七十三万三千円、町債三千六百七十三万三千円、町債三千五百三十万三千円などによるものです。歳出では、繰越明許費予算額を除いて予算執行率が

九十七・二%とほぼ計画通り執行することができ、国県補助金等の確保、経費の節減合理化等経常経費の抑制を図り財政運営に努められた。執行した主な事業内容は次の通りです。

- 道水路改良新設事業
- スーパリーやなみ事業
- まちづくり交付金事業
- 学校施設耐震補強及び大規模改造事業(第二次)
- 文化財保存整備事業
- 子育て支援事業
- 公共下水道整備事業

平成二十一年度決算審査意見

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査書、財産に関する調査書は、いずれも関係法令に基づき作成され、計数等もこれら諸帳簿と符号しており、また、会計処理及び事業の執行についても、おおむね良好であるが、一般会計と特別会計の会計間の繰入、繰出も

厳しい状況には依然変わりがなく、今後も少子高齢化に伴う地域福祉施策費増、債務負担行為に伴う支出増などが予想され、また、わが国の経済情勢を考慮すると、町財政を取り巻く情勢は、更に厳しさを増すであろう。

平成二十一年度は、一般会計においては、実質収支で二億九千二百三十三万五千円、実質単年度収支では、二千七百五十九万五千円の黒字を見せたものの、歳入においては、経済情勢の影響と思われるが、自主財源の主流である町税の収入が二十年度に続き、二年連続で落ち込んでいる。一方、歳出においては、民生費の構成比増、債務負担行為に伴う支出増など、町財政の

町行財政運営にあたっては、引き続き、中長期的な視点に立って、自主財源の確保に努める一方、事務事業等の見直しを怠らず経費の節減に努め、施策の緊急性、優先度の確かな検討を行い、財源の重点的かつ効率的な配分に意をもち、健全で効率的な町行財政運営に徹し、更なる町勢の発展と住民の福祉の向上に努められたい。

平成二十二年八月二十三日
桑折町監査委員

石 幡 邦 宏
半 澤 高

討 論

反対 齋藤 松夫 議員

次の理由で反対する。

① 党議員団の予算要求に反する施策の執行という側面をもつ決算である。

② 裁判で違法な事務との判決が下されながらも、これまでの裁判に対する対応について、適正な対応をしてきたとの立場に立っている。

③ 福島蚕糸利活用計画に於いて、当初方針に反する商業施設誘致のための募集及び基本協定を締結するなど、基本的に誤った方向に町政を執行してきたものである。

なお決算審議をふまえての意見として、その時々々の政策判断をどう下すかは、町民にとって決定的に重要な事である。このことへの認識を深められるよう求めておくものである。

賛成 平井 國雄 議員

一般会計決算認定を賛成の立場で討論する。二十一年度予算執行率は九十七・二％とほぼ計画通りの執行であり、国県の補助金の確保、経費の節減、合理化等に努められ、町民の福祉の向上、本町の振興発展に大きく前進しているものと捉えている。又協働の町づくりも県内外から熱い注目を集めていること等もある。これもひとえに職員の方々の鋭意努力の賜であり、林王町長のリーダーシップ行政手腕を高く評価し賛成討論とする。

賛成 原 賢志 議員

平成二十一年度一般会計歳入歳出は、予算に基づき適正に執行されたものと認め認定する。

しかしながら、あえて申し上げる。二十一年度中の損害賠償請求訴訟に対する町長の主張は、今年度に確定した判決とは異なるものであり、今回の判決を真摯

賛成 片平 秀雄 議員

に受け止め、ご自身の責任を明確にすること。併せて、福島蚕糸跡地利用について(株) ヤマザワに対して当初の条件を変更するなどの便宜を図ること無く厳格に対応すること。そしてその経過を町民に対し明確にすることを求めておく。

賛成 羽根田 八千代 議員

多様な行政需要に対応するため、国の施策を多く取り入れ緊急重点事業の選択化と、町民の理解を得、協働のまちづくりを構築した事等で諸経費の節減合理化に努め、効果的予算執行を図られた結果、実質単年度収支では二千七百五十九万五千円の黒字となった。よって健全財政に努められたと評価する。

今後、経済動向の影響が考えられる中、信頼と絆深まる桑折町“構築”のために、全職員の意識を高める方策を打ち出し、誰かやるだろうから、皆でやろうという更に、自発的町政を望み賛成討論とする。

賛成 片平 秀雄 議員

決算書や付属資料等を吟味したところ、各種事業に交付金を最大限に有効活用し、特に町民要望の多い道路新設改良工事や安全確保に欠かせない消防機材施設の充実・学校の耐震補強工事、教育面では近代的教育機材の電子黒板付デジタルテレビの導入等各方面にバランス良く事業されており、財政面でも健全化比率を示す実質公債比率十四％と健全経営の努力が見られる事から賛成する。

平成 21 年度 財政健全化・経営健全化の判断比率表

○一般会計

健全化判断比率	平成 21 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—	20.00%	40.00%
実質公債費比率	14.0%	25.00%	35.00%
将来負担比率	141.1%	350.00%	

○水道事業会計及び公共下水道事業会計

比 率 名	平成 21 年度	経営健全化基準
資金不足率	—	20.00%

・いずれも国の基準を下回っており、健全性は保たれている状況です。

総括質疑

羽根田八千代 議員

二十一年度施策の成果は

問 決算の実質単年度収支は二千七百五十九万五千円と黒字報告であるが、施策の相対的評価を伺う。

答 町長 世界的金融危機以降の深刻な経済状況や、雇用情勢悪化の厳しい中、国の制度を有効に活用し、財政基盤維持・対話の調整に努めた。主な事業は道路改良新設事業、学校施設耐震補強及び大規模改造事業、農業基盤整備事業、子育て支援事業、公共下水道整備事業等、ほぼ計画どおり執行でき、元気再生事業等・地域の資源を活かした賑わい創出・地域産業の振興等個性豊かな町づくりに努めた。

義務的経費とその評価は

問 歳出の性質別内訳、義務的経費減の捉え方と評価、及び今後の組織体制を伺う。

答 町長 事業量が増える中、職員の努力と工夫で町民・地域・職員共に協働の

町づくりという精神で取り組んできた結果、経費減につながった。今後も、超過勤務を抑え効率の上がる良好な職場環境を図りながら事務執行に当たる。組織としての信頼関係体制は、職員提案のもと、庁議の他週一ミーティングを開催し、職員間のコミュニケーションづくりを努めた。

片平 秀雄 議員

組合解散後の緑風園は

問 平成二十二年度内に福島地方広域行政事務組合を解散し桑折緑風園・川俣光風園は公募により施設の運営を民間に移譲するとの事だが、組合を解散すれば構成市町からの負担金も無くなり厳しい経営になると思われる。この施設は老人福祉の核として極めて重要であり入居者は全て桑折町民である。立地町の本町として広域組合解散は時期尚早と考えるが伺う。

答 町長 今後どのような形になるのか又考えられる影響など検討し管理者会で協議して参りたい。

学校給食の食育とは

問 学校給食実施状況報告は昨年とほぼ同様と思われる。国や県からの指導もあると思うが平成二十一年度を振り返り本町の小中学校給食における「食育」について教育長はどの様に捉えているのか伺う。又育ち盛りの児童生徒が毎日食する学校給食の意義を伺う。

答 教育長 本町の給食は地産地消も兼ね町の特長を生かし米粉パン等も利用し食物の大切さを教えている。子供達から意見を聞きながら美味しく食べられるよう栄養士と相談して行く。

佐藤 榮三 議員

上郡地区用排水整備は

問 近年のゲリラ豪雨に対しては、整備された都市であつても太刀打ちできない。特に本町でも大雨のたび、上郡根岸の西根下堰が溢水し、被害に遭っている。町長が言う「安全安心」を確保するためにどの様に工事を進めて行くのか。

川名 静子 議員

男女共同参画プランの推進について

問 こおり男女共同参画プラン21、中間点を過ぎても見直しもないままである。そんな中での条例制定に取り組むのはいつ頃か。

答 町長 平成21年度の重点目標の中に「共生社会の推進」をうたっている。男女共同参画社会の構築は後の地域社会の中で重要であると位置づけている。共同のまちづくりの事業を進める中でも町民、地域の人達にもその精神は反映されていると思う。条例を制定することはもはや本町にとつてはあつてしかるべきもの。これまでの取り組んできた事業等を通して他に勝るとも劣らない条例を出せる町

である。男女共同参画社会の構築の為の環境作りに努力していく。

原 賢志議員

シルバー人材センターの活用を

問 公園・緑地の美化、維持管理については、各種団体のご厚意により行われており感謝するものである。

昨今の経済状況によりシルバー人材センターの受注が減少している。団体育成の観点と健康維持・生きがいづくりの観点から、積極的に委託すべきと考えるが所見を伺う。

答 町長 一部委託をしている。シルバー人材センターの初期の目的、社会的役割は理解している。育成の面から今後も活用・連携を図っていきたい。

嘱託・パート職員の待遇向上を

問 こども園において嘱託・パートを含む職員の方々が、乳幼児の個々の可能性を伸ばすために努力さ

れている。嘱託・パート職員の方々も安心して従事できるように、賃金・身分保証について検討すべきと考え

るが町長の所見を伺う。

答 町長 数年前から毎年雇用を実施しているが、検討の時期に来ていと感じている。隣接市町の実態等を調査し、検討して行かなければならないと感じている。

半澤 高議員

業者選定は妥当だったか

問 蚕糸跡地利用商業者選定委員会にて昨年八月末に(株)ヤマザワが最優秀商業者に決まった。しかし、年末には「テナントが集まらない」等の状況になっている。副町長(選定委員長)は当時の選定委員会のあり方をどう考えるか。

答 副町長 選定委員会では、募集要項に従った事業者からの提案書を審査基準により審査した。審査に付された資料に基づく判断をしたところであり、それ以外の要素を当時の審査に考慮するものではなかった。

相原 京子議員

商業施設にどこまで協力

問 福島蚕糸跡地の西側、南側道路整備はまちづくり交付金で着手されたが、跡地に進出予定の事業者に応分の負担を稼す考えはもっているか。町が進める商業施設の導入は、既存商店の死活問題である。納得の得られる説明をしてきたか。

目的達成のためにはどのような条件ものむ考えか。

答 町長 町道整備ゆえ町から負担要望はできないが、土地開発公社としては賃借料を含む。商店会との懇談で異論出ていない。商業施設へ協力を約束した。

齋藤 松夫議員

等級別格付の基準は

問 二十一年度決算付属資料において、平成二十一年度、二十二年度の入札資格審査及び等級別格付事務は国土交通省が定める例により行ったと記述している。これは「国交省が定めた基準に従う義務はない」として

きたこれまでの主張と根本的に違う内容だ。その整合性について伺う。

答 町長 当該事務は、各市町村の基準、判断に基づいて行われるもので、国交省の基準をそのまま適用しなければならぬ義務はなく、旧評点テーブルを使用したことは裁量の範囲を逸脱したものではないとの見解だ。

不適正対応と記述すべきだ

問 同付属資料の損害賠償請求裁判への対応について、「適切且つ正当に対応した」と記述されているが、仙台高裁判決は桑折町の等級別格付事務が「国家賠償法上違法な事務といわざるを得ない」というものであった。違法な事務を適法と主張したことがなぜ「適法・正当」なのか伺う。

答 町長 本件は損害賠償請求裁判で、七月結審となった。よって平成二十一年度中の裁判への対応は適切且つ正当な対応であった。

議案審議結果表

議案項目	議員名										
	羽根田八千代	片平秀雄	佐藤榮三	川名静子	原賢志	半澤高	平井國雄	平井光一	松山善二	相原京子	齋藤松夫
旧福島蚕糸事務所解体・撤去工事及び損害賠償請求裁判弁護士報酬金支払いに関し、説明を求め質疑を行う決議	●	●	●	●	○	○	●	○	○	○	○
平成21年度桑折町一般会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●
仙台高裁判決の「違法な事務執行」に対する責任明確化等を求める決議	●	●	●	●	○	○	●	○	○	○	○
覚書締結期限延長協議の過程における(株)ヤマザワとの協議・確認事項の公表を求める決議	●	●	●	●	○	○	●	○	○	○	○

※その他の議案は全会一致で可決 ○：賛成 ●：反対 ■：討論者

平成21年度 特別会計決算認定

国保会計

健全財政の維持に努力

国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算は、歳入決算額十五億三百五十三万九千円、歳出決算額は十四億四百六十五万五千円となり、歳入歳出差引九千八百八十八万四千円の剰余金が生じたので、全額翌年度に繰り越しました。なお、実質収支九千八百八十八万四千円から前年度の繰越金七千七百七十八万六千円、基金繰入金千五百万円を減じた実質単年度収支では、六百九十八万八千円の赤字となりました。

《決算の概要》

歳入では予算現額に対し五千五十八万七千円（三・五％）の増となりました。その主なものは、国・県支出金や療養給付等交付金の増であります。歳出では、予算現額に対し四千八百二十九万七千円の残となり、執行率九十六・七％でし

た。歳出の主なものは保険給付費九億四千七百七万円、後期高齢者支援金等一億七千二百四十五万七千円、老人保健拠出金千八百四万九千円、介護納付金六千三百三十万円で、全体の八十五・一％を占めている。特に、保険給付費が一般分入院患者の増加により前年度より二千八十八万八千円の増となったことから、被保険者一人当たりの医療費等も増となりました。平成二十年からの医療制度改革により、今までの老人保健拠出金が減になり、後期高齢者支援金等が増になっています。国保事業の運営については、早期受診、健康づくりにつとめ、被保険者の疾病予防の推進を図りながら、医療費の適正化と国保税の収納率向上に努め、健全財政の維持に努力しました。

老人保健

歳出合計

九十四・五％の減



老人保健特別会計歳入歳出決算は、歳入決算額八百九十四万八千円、歳出決算額八百八十三万三千円となり、歳入歳出差引十一万五千円の剰余金が生じたので、全額翌年度に繰り越しました。

《決算の概要》

歳入では予算現額に対し五千円の減となりました。

歳出は予算現額に対し十二万円の残となり、執行率九十八・七％でした。歳出合計は、前年度対比一億五千二百八十万二千円（九十四・五％）の減となりました。これは、後期高齢者医療特別会計に移行したことによるものです。

後期高齢者医療

広域連合納付金が 全体の九十二%

後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算は、歳入決算
額一億三千八百八万三千円、
歳出決算額一億三千七百七
十四万五千円となり、歳入
歳出差引三十三万八千円の
剰余金が生じたので、全額
翌年度に繰り越しました。

《決算の概要》
歳入では、予算現額に対
し四万八千円の増となりま
した。その主なものは、後
期高齢者医療保険料です。
歳出では、予算額に対し二
十九万円の残となり、執行
率九十九・八%でした。そ
の主なものは、後期高齢者
医療広域連合納付金一億二
千六百七十二万八千円で全
体の九十二%を占めていま
す。



介護保険

保険給付費

十六・六%増

介護保険特別会計（保険
事業勘定）歳入歳出決算は、
歳入決算額九億九千七百
円、歳出決算額九億八千五
百四十八千円となり、歳
入歳出差引残額千八百八十
五万二千円の剰余金が生じた
ので、百五十一万円を介護
給付費準備基金に積み立て、
残額千三十四万二千円を翌
年度へ繰り越しました。

《決算の概要》
歳入では、予算現額に対
し二千五百七万七千円の減と
なりました。その主なもの
は、国・県支出金及び支払
基金交付金です。
歳出では、予算現額に対
し三千六百九十二万四千円
の残となり、執行率九十六・
四%でした。その主なもの
は、保険給付費九億千四百
六十七万七千円で前年度対
比一億三千六万七千円（十
六・六%）の増でした。

公共下水道

水洗化率八十五・七%

公共下水道事業特別会計
歳入歳出決算は、歳入決算
額四億二千八百三十四万二
千円、歳出決算額四億四千
百三十三万千円となり、歳
入歳出差引残額千四百一万
千円となりました。

《決算の概要》
歳入では、予算現額に対
し百四十三万二千円の増と
なりました。その主なもの
は下水道使用料です。
歳出では、予算現額に対
し千二百五十七万九千円の
残となり、執行率九十七・
一%でした。
また平成二十一年度の整
備面積は十二・九ヘクタ
ール、供用開始面積百二十一
・三ヘクタールとなり、年
度末人口水洗化率は八五・
七%となりました。

水道事業

給水能力の増強を図る

水道事業会計決算は、給
水人口一万二千百三十三人、
年間有収水量百三十二万千
八百二十六トン、有収率九
十一%です。前年度と比較
すると、給水人口で百十二
人の減少、年間有収水量四
万六千三百三十トンの減、有収
率一・六ポイントの増とな
りました。
収益的収支については、
収入三億六千四百六十二万
四千円に対し、支出は三億
三千五百八十一万四千円で
純利益千八百五十万円とな
りました。
資本的収支については、
収入二千二百一十八千円、
支出一億六千九十九万円で、
不足額は一億三千八百九十
七万二千円となりますが、
過年度分損益勘定留保資金
当年度分消費税及び地方消
費税資本的収支調整額、当
年度分損益勘定留保資金で
補てんしました。

※水道事業会計利益剰余金処分について (単位：円)

1	当年度末処分利益剰余金	48,503,221
2	利益剰余金処分額	
	(1)減債積立金	1,000,000
	(2)建設改良積立金	20,000,000
3	翌年度繰越利益剰余金	27,503,221

○平成21年度水道事業会計利益剰余金処分については、上記の通り翌年度へ繰越とする。

政 町 問

一般質問 4名登壇

羽根田八千代 議員

高齢者確認の管理体制は 報告・連絡・相談を強化



自のサービス等の支援を今後も実施し同時に安否確認をしていく。

問 全国各地に高齢者の所在が確認できないケースがすでに一九〇件ほど報告された。高齢者の社会的孤立という観点から次の点を伺う。

- (1) 本町の対象高齢者の調査結果と実情・対策は
- (2) 社会情勢に、即対応する事で不感ではなく安心感を与え、緊急時の組織連携や訓練・信頼関係に繋がるのではないかと
- (3) 今後の一人暮らし高齢者支援・管理体制は

答 町長 (1)改めて調査はせず、毎年敬老の日に合わせ九十九歳以上の方のご自宅等を訪問、今後も同様実施する。(2)(3)報告・連絡・相談を強化し、居宅や施設での介護サービスや、町独

住民自治協議会の 積極的活動で 地域貢献大

問 新たな地域づくりで災害や犯罪のリスクを軽減し、これからの超高齢社会を安全に安心して暮らしていくために、住民自治協議会が設立して一年になる。そこで次の点を伺う。

- (1) 町内四地区で立ち上げた住民自治協議会の現状とその効果は
- (2) 四地区の地域性の違いはあるものの情報交換や共通認識を図る組織間交流会の必要性があると考えられているか

答 町長 (1)コミュニティスポーツ大会や危険箇所

マップ作成等積極的に活動を実施され、協働のまちづくりに大きく貢献されている。(2)今後必要と考え検討する。

貧困連鎖を 断ち切る政策は

**新長期総合計画等の
具現化**

問 高齢者所在不明の背景は、若者の非正規雇用が増大し、安定した経済基盤が築けないため、その結果、結婚したくても結婚できない人が増え、生涯未婚率が急上昇し、やがて高齢

者となって社会的孤立になる。また、同時期発生した幼児遺棄事件も、社会的孤立という全く共通した課題があるのではないかと。本町において決して論外ではない。やがてのため未然防止対策は。

答 町長 支えあう地域力を高め一人一人が出来る事から自助・共助・公助の調和を保ち、新長期総合計画等の具現化に向けてきめ細かに対応する。





第2回特別委員会（現地調査）緑風園

相原 京子議員

「緑風園」の民営化は時期尚早だ すでに移譲先を選定中である



問 養護老人ホーム「緑風園」、「光風園」は社会福祉法人に経営を移譲すると伺った。その内容を明らかにされたい。

(1) 運営事業者の公募要件。
(2) 失業する職員の支援体制
(3) 民間委託は自治体の責任

放棄ではないか。
(4) 施設は老朽化し、建て替えが相当ではないか。
(5) 十分な話し合いと、住民への説明が足りない。組合解散は時期尚早と主張すべきではないか。

答 町長 (1)土地は無償貸付、建物・物品は無償譲渡する。(2)引き続き働けるよう配慮する。(3)法人運営が主流になってきた。(4)本町は建て替えの方針で臨んだが、財政問題により修繕となる。(5)移譲先の社会福祉法人を選定中である。

結婚しやすい社会を 支援策など調整したい

問 島根県雲南市やJA雲南などの独身若手職員で構成する「雲南婚カツ！応援団」の活動が縁結びの成果をあげている。と、新聞報道でみた。飯館村には「おせっかいし隊」があると聞いた。独身男女や相談員な

ど結婚に関心がある人を対象に、各地の支援事業について学びあう「結婚研究会議」（仮称）を作る考えはないか。

答 町長 「会議」の設置については、現在、計画はないが、今後、様々な結婚支援策など先進事例の調査研究を行ってまいりたい。

資源ゴミ

回収率低下の原因は「紙類」の低下は業者の有償回収か

問 本町では、容器リサイクル法に基づき容器包装廃棄物を十一区分に分別し、収集している。町民の意識も高く家庭に分別協力してもらっている。しかし、全体のごみ排出量に対する資源ごみ回収率（リサイクル率）は、年々低下している。この原因と対策を伺う。

答 町長 直近三ヶ年では「紙類」が低下している。業者による有償回収などが原因しているものと捉える。広報などで現状のお知らせや分別回収の徹底に努め再資源化・環境保全に取り組む考えだ。

「政治倫理条例」違反だ 条例に反するとは考えない

問 「損害賠償請求裁判及び政治責任明確化に関する決議」に対する町長の態度に関して伺う。

仙台高裁の判決文のなかで「旧基準にもとづく格付けは国家賠償法上違法な事務」と指摘をうけた。林王

町長は自らの政治責任を認めず、職員に対する訓告のみにとどまった。このことは「桑折町長等政治倫理条例」に違反するのではないかと。

答 町長 条例に違反するとは考えていない。再発防止に万全を期することが、私の責務である。

半澤 高議員

クリニック誘致協議はヤマザワの仕事では 双方が協力して目的達成できる



から提案があったクリニックについては、小児科医等の誘致に期待したが、昨年未頃開業医の確保が難しいとの相談を受けた。

問 七月五日に開催した福島蚕糸跡地利用基本計画推進会議では、「商業施設誘致の目的達成に向け、クリニック・小児科医の誘致実現のための今後の方策について協議した」とのことであるが、協議すべきことは（株）ヤマザワの仕事ではないのか伺う。

答 町長 （株）ヤマザワ

基本協定変更に至る協議の中で、目的達成に向け最大限努めること、併せて町も協力していくことを双方で確認している。どちらか一方が努力するというものではなく、双方が協力し合って目的が達成できると考える。医療関係者からの問い合わせが七月五日の朝にあり、改めて、クリニック

ク・小児科医の誘致実現のための今後の方策について協議した。

補正予算否決理由は政治的責任

明確化と捉える

問 八月五日招集の第九回臨時会にて一般会計補正予算（第四号）が否決された。否決の理由を町長はどう把握しているのか。また「損害賠償請求裁判及び政治責任明確化に関する決議」を受け止め速やかに政治的責任をとるべきではないか。

答 町長 一般会計補正予算の否決理由は、政治的責任の明確化と捉えている。決議については、真摯に

受け止め、改めて考えたが、確定判決自体が全面勝訴であること等から、再発防止に万全を期すことが責務と考えている。

「談合」調査は原告代表者に照会中

問（株）安細組との損害賠償請求裁判の過程において浮上した業者間談合と受け止められるような発言に對しての調査はどのようなよう進めているのか伺う。

答 町長 調査については、原告代表者に主張内容を具体的に明らかにしてもらうよう照会中（期限九月末）である。



齋藤 松夫 議員

他市町への進出計画は承知しておりません



問（株）ヤマザワの桑折進出について、山形新聞は福島市や伊達市を含むドミナント出店の一環と報じている。当局は（株）ヤマザワの福島市や伊達市への進出計画についてどの様に承知しているか伺う。

答 町長（株）ヤマザワの他市町への進出計画については承知していない。

緑風園への考え方は民間移譲が望ましい

問 緑風園の民営化についての基本的態度を伺う。関係資料の議会提出を求めらるかどうか。

答 町長 社会福祉法人の自主性や創意工夫を生かした弾力的且つ効率的な施設運営を行い、利用者サービ

スの向上を図ることを目的とするものであることから、社会福祉法人への運営移譲が望ましいとの結論に達したものである。資料提出の依頼があれば、広域行政事務組合議会全員協議会で配布された資料は配布できる。

一千万かけても損害なしか行政経費の範囲内である

問 損害賠償請求裁判は、安細組をCランクからDに格下げしたことに起因するものだ。その事務に対し、町は法令違反の事務執行との判決を受け、信頼を失墜させ、且つ、一千万円もの経費を投じる結果となった。それでも損害はないとの判断なのか。

答 町長 訴訟関連費用については、適正な手続きを経て支出される行政経費であり、損害には該当しない

ものと考ええる。また損害の認否については、個々の裁判内容により異なるので、一概にいえるものではない。

「官製談合」の疑い認めよなかつたと判断している

問 一〇〇%落札問題で公正取引委員会の審査を求めた議会決議に対し、「適正な入札手続きのもとでの入札なので、問題はない」と答弁した。しかし、違法な事務との判決が出たことで、このような見解に道理がないことが、明白となった。官製談合の疑いありとした議会決議を認めるか否か伺う。

答 町長 格付事務について一審判決と異なる判断が下されたことは残念だ。官製談合については、先の調査の結果なかつたものと判断している。

違法な事務執行の 責任明確化を求める決議

6
対
5
可決

仙台高裁判決の「違法な事務執行」に対する 責任明確化等を求める決議

地方自治法第二条は「地方自治体は法令に反しその事務を行つてはならない」と定め、昨年十二月制定の「桑折町長等政治倫理条例」は、法令遵守と疑惑への説明責任義務をうたっている。

去る六月三十日の損害賠償請求裁判への仙台高裁判決は、桑折町の入札資格審査及び等級別格付事務（平成十五・十六年度）が、国家賠償法上違法な事務といわざるを得ないと断じ、七月十六日、確定判決となった。

法令遵守義務を負っている地方自治体として、このような判決を下されたことは桑折町始まって以来のことであり、林王町長の責任は重大である。

この判決の勝訴部分は損害賠償金の支払いを免れた事に限定されるもので、林王町長がいう「完全勝訴」の評価が入る余地は全くない。林王町長が八月五日、八月十日の二日にわたり、二名の事務担当者に「口頭訓告」という処分を行った事実がそれを証明している。

重要なことは「町要綱」から逸脱した入札資格審査及び等級別格付事務について、町長裁量権を理由に「適法」と三年余にわたり主張してきたのは、他ならぬ林王町長である。

しかもこの事件は、議会が「官製談合の疑いあり」とした、いわゆる一〇〇パーセント落札が連続して進行していた時期に発生したものであり、問題を深刻且つ複雑にして

いる。また、林王町長はこの裁判への対策について、関係課長など何度も協議を行いつながら、「町要綱」からの逸脱（旧評点テーブル使用）があつた事実について課長から報告を受けず、裁判が始まってから五ヶ月後の平成十九年六月ごろ某雑誌の報道で承知するに至つたとのことである。このような答弁は訴訟についての決裁権限は町長と定めている事務決裁規定に照らしても、著しく不自然である。

よつて本議会は、林王町長が次の事項について、すみやかに措置されるよう求めるものである。

一、違法な事務執行への責任、及び違法な事務執行を、町長の裁量権を理由に適法と主張し続けた責任を明確にする。

二、その上で弁護士への報酬金を速やかに予算計上し、議会に提出すること。

三、違法な事務執行及び、裁判対応に関し生じている疑念に対し説明責任を果たすこと。

平成二十二年九月十三日

桑折町議会

討論

反対
佐藤 榮三 議員

損害賠償請求控訴事件については、町が前面勝訴となり結審したものであり、その中での指摘事項については「町長の指揮監督責任」で示されたとおり、事務内容に単発の事務的な過ちに

よるもの、町又は町民に対し重大な結果を招いたものではない。以上の点から町長の指揮監督責任は、今後再発防止に万全を期することが最重要と考える。

よつて本決議は町民に不信と疑問を与える何ものでもないと考え反対する。

賛成
斎藤 松夫 議員

三つの理由から賛成する。

一、問題の本質は十分に明らかになつており時宜

にかなつたものである。

二、全面勝訴の見解が示さ

れているが、これは誤

りであり、決議によつ

て正していかなければ

ならない。

三、町長に係わる責任問題

は、町長と同じく選挙

で選ばれて構成される

議会がこれに対処しな

ければならない。

協議確認事項の公表を求める決議

6対5可決

覚書締結期限延長協議の過程における(株)ヤマザワとの協議・確認事項の公表を求める決議

林王町長がすすめる福島蚕糸跡地三ヘクタールへの商業施設誘致事業は、昨年十一月七日、(株)ヤマザワととりかわした基本協定において、平成二十三年四月オープンを前提に本年四月三十日までに、定期借地権設定の覚書を交換するスケジュールであった。

ところがこのスケジュールは、相手方の「上半期決算の結果を見なければ事業計画を立てられない」との理由により、本年十月末まで延期されることとなった。

この期限延長協議の重要な節目となった五月二十七日、林王町長は(株)ヤマザワ社長との会談で、「目的達成に向けて、双方が最大限努力すること」「桑折町も協力すること」の協議確認を行ったとのことである。しかしながら、その詳細はいまだに議会に公表されず、それを記録した文書もないとのことである。

こうしたなかで次のような不可解な出来事が進行している。その一つは出店者が計画しているテナント募集事業の一部(クリニック)に桑折町も関与することのことであり、二つには借地料減額の要望が出ればそれに応ずるとの議会答弁、三つには七月二十日公表の「覚書案概要」において募集要項にはない契約解除条項が挿入される一方、募集要項で定めた途中解約に対する違約金徴収に関する条項が削除されていることなどである。

いずれも五月二十七日の協議・確認以後の出来事であり、

このこととの関連が深いものと判断せざるを得ない。よって林王町長はこの「協議・確認事項」の内容について、速やかに議会に公表するよう強く求めるものである。以上決議する。

平成二十二年九月十三日

桑折町議会

討論

反対 平井 國雄 議員

反対の立場で討論する。

取り巻く環境の変化に随時対応し、適宜見直すことが必要である。信頼関係のもとに基本協定が結ばれていることを考えれば、我々も理解をすべきである。そのような考えから公表を求める決議は必要がなく反対である。

賛成 齋藤 松夫 議員

これまでの議論の到達点に立って、今何が必要かを考えれば、決議案という協議確認事項の公表である。

この一点をもって賛成討論とする。

反対 川名 静子 議員

反対の立場で討論する。

これまで一般質問や全員協議会の場で、十分に時間をとり説明を受けてきた経過がある。今後の桑折町に對し町民が期待しているのは蚕糸の跡地利用計画である。

信頼関係のもとに双方が最大限努力しているところであり、桑折町も協力するのは当然である。今後の推移を見守っていく必要がある。決議には反対である。

弁護士報酬金等説明を受け質疑を行う決議

6対5可決

旧福島蚕糸事務所解体・撤去工事及び損害賠償請求裁判弁護士報酬金支払に關し、説明を求め質疑を行う決議

旧福島蚕糸事務所解体・撤去工事及び損害賠償請求裁判弁護士報酬支払に關し、町長から説明を求め質疑を行う。以上、決議する。

理由

議会では、六月定例会において、「福島蚕糸跡地利用計画に係る事業の予算執行一部凍結を求める決議」を議決した。しかしながら、町長は議会決議を無視し、旧福島蚕糸事務所解体・撤去工事の入札を八月二十五日執行し(工期八月二十七日〜十月二十九日)、工事を行おうとしている。解体すべき時期に解体せずに長期にわたって放置し、そのうえで議会の決議を無視し解体しようとするのは議会に對する暴挙である。

また、先の第九回臨時会にて否決した一般会計補正予算(第四号)に計上されていた損害賠償裁判の弁護士報酬金五百二十一万円に關しては第十回臨時会(八月十九日招集)

でも今回の九月定例会に提案される一般会計補正予算にも計上されていない。このような事務執行は到底理解することとは出来ない。弁護士報酬金の支払に関して町長はどの様に考えているのか説明を求め疑義を質すものである。

平成二十二年九月一日
桑折町議会

討論

反対
佐藤 榮三 議員

私は、決議に対して反対の立場で討論を行う。

町当局からは、蚕糸旧事務所解体については、防火上等から喫緊の対応が必要との説明が七月二十日、七月二十七日と2回にわたり全員協議会において説明されたところであり、町民の安全、安心を考えた場合、一刻も速く解体すべきと考ええる。

住民福祉に対しての努力も認められる。

町民に不信と疑問を与える何者でもないと考え本決議に対し反対する。

賛成
斎藤 松夫 議員

本件に関し説明を求め質疑を行うことは、次の理由から時宜になつたものであり賛成する。

一、予算執行一部凍結決議を受けながら、これを無視し旧事務所解体工事の発注に踏み切つたことは、議会軽視の暴挙である。
二、かかる重大事態にあつて説明を求め質疑を行うことは、議会と執行部の正常なる関係をつくることにつながるものである。

補正予算

(平成二十二年年度)

一般会計補正予算(第六号)

歳入歳出にそれぞれ七千九百八十二万三千円を追加し、予算総額を四十六億四千九百五十六万三千円とするものです。

介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第一号)

歳入歳出にそれぞれ二千五百九十九万円を追加し、予算総額九億五千三百八十八円とするものです。

規約変更

伊達地方衛生処理組合

規約変更

二十三年度の粗大ごみ処理施設建設に係る構成市町の負担割合を決定するための規約変更です。

人事案件

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

委員佐藤善利氏は、平成二十二年九月三十日をもって任期満了となるので、新たに柴田宣広氏を任命することに同意しました。

○柴田 宣 広

桑折町大字平沢字山中

三十二番地

昭和三十三年九月十一日生

《歳入の主なもの》

○ 地方交付税

七千三百五十八万円

○ 繰越金

二千四十二万三千円

○ 国・県支出金

二百六十二万四千元

《歳出の主なもの》

○ 道路維持管理費

四千三百三十二万八千元

○ 子宮頸がん予防ワクチン接種補助事業費

八百四十二万九千元

○ 平成二十四年度評価替え固定資産標準地鑑定評価費用

六百五十七万六千元

○ 農業及び道路施設災害復旧事業費

六百八十万円

《歳入》

○ 繰越金

八百五十万円

○ 委託料

八百五十万円

《歳出》

○ 委託料

八百五十万円

養護老人ホームの社会福祉法人への 運営移譲問題調査特別委員会設置

一 付託調査事項

養護老人ホームの社会福祉法人への運営移譲問題に関する事項

請願第十号

請願第十一号

二 調査期限

一に掲げる付託調査事項が終了するまでとし、閉会中もなお調査を行うことができる。

請願第十号

福島地方広域行政事務組合解散に伴う養護老人ホームの運営移譲に関わる意見書の提出を求める請願者

半田地区町内会長

吉田 満

請願第十一号

桑折町緑風園の民間移譲に伴う諸課題の対応を求める請願者

緑風園納品業者代表

安彦 富士夫

この二件の請願については、総務文教厚生常任委員会並びに産業建設水道常任委員会の両委員会に関わる内容をもつため、議長を除

五、桑折緑風園・川俣光風園の施設運営移譲は同時に行うこと。

であり続けられるようにすること。

請願十一号

請願の趣旨

一、桑折緑風園の賭い等に関わる納品業者に対し、丁寧な説明を行い、事前に運営移譲に対し合意を得ること。

二、これまで同様に地元業者を納入業者に加えること。

三、自治体が行って来たサービスを提供できるような法人を選定し、今までどおりの緑風園

養護老人ホーム「緑風園」「光風園」のこれまでの経過

福島地方広域行政事務組合は平成二十一年三月に国の「広域行政圏計画策定要綱」の廃止を受け、「組合解散」「基金廃止」の方針を決定。運営を移譲する社会福祉法人の公募が行われた。

平成二十二年十二月の構成市町の議会における組合解散の議決をもって、平成二十三年三月末に組合を解散し、社会福祉法人による運営を開始する予定。



陳情 審査報告

総務文教厚生 常任委員会

地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情

〔陳情者〕

桑折町職員労働組合

執行委員長

本田 輝久

〔審査の結果〕

採 択（意見書提出）

産業建設水道 常任委員会

安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める

陳情書

〔陳情者〕

国土交通省管理職

ユニオン東北支部

執行委員長

堀井 寿

〔審査の結果〕

採 択（意見書提出）



新議員紹介

町議会議員補欠選挙が行われ、九月二十六日付で、佐藤武朗氏（建設水道常任委員会）、阿部満晴氏（総務文教厚生常任委員会）が就任されました。尚、任期は前者の残任で平成二十三年十月十三日までです。

一部事務組合 議員選出

議員二名の辞職にともなう議員選出を致しました。

- 広域行政事務組合議会
松山 善二
- 衛生処理組合議会
川名 静子

臨時会

10/8

第十二回臨時会に補正予算一件が提出され、原案通り可決されました。また、提案理由の中で福島蚕糸跡地の活用計画は、見直す」と明言された。

平成二十二年度一般会計

補正予算（第七号）

歳入歳出予算の総額にそれぞれ五百二十一万円を追加し、予算の総額を四十六億五千四百七十七万三千元とするものです。

内容は、株式会社安細組から町に対する損害賠償請求控訴事件の判決が確定したことに伴う弁護士への報酬金の増額補正で、その財源は繰越金を充当するものです。

広報委員会

メンバーが変わりました！
読みやすくわかりやすい議会だよりに

本号より広報委員会のメンバーが二人交替しました。「全員参加による広報づくり」の伝統を受けつぎ、委員一同読みやすく、わかりやすく、そしてタイムリーな「議会だより」発行をめざしてまいりますので宜しくお願いします。

委員長	原 賢志
副委員長	川名 静子
編集長	羽根田八千代
委員	斎藤 松夫
"	相原 京子



傍 聴 席

みんなで傍聴を

私は桑折町に嫁いで、約

五十年近くなります。若い

時は忙しくて、議会を傍聴

する事等関心がありません

でした。子供が親から離

れて行くにつれ、何年か前

から議会を傍聴してみたい

と思い、今回で三度目です。

今年は町長選挙も間近だっ

たので少し興味がありません。

友達と聞きに行きました。感

じた事は、傍聴する人が少

いのびつくりしました。

ある方に話をしたら、年老

いて役場に行かれないの

で、町の中にある集会所で

テレビ中継を見たいと云っ

ていました。又質問の件で

すが、いつも同じような件

ばかりで未解決のままです。

もう少し町民の代表の方達

なんだから町のため町民の

ために、議会運営を頑張っ

てもらいたいです。次の議

会も傍聴したいと思ってお

ります。

桑折 K・K

感じたところです。

町が抱えている重要案件

がある場合は、特別委員会

を設置して、町当局と議会

が町民に詳しい情報を、

もつと公開すべきと考えま

す。

三年前、町議会議員選挙

前の議会は、百を超える全

国町村議会が視察のため来

町したと聞いていますが、

是非これからも町民のため

の議会になるよう、議会改

革、活性化取り組みの強化

を、お願いします。

桑折 U・M

改革・活性化を

私は、駅前地区土地区画

整理事業計画の白紙撤回に

取り組んだ一人として、何

度か議会を傍聴し、今回の

九月議会も、傍聴させてい

たいただきました。

九月議会は、裁判の判決

による、町長の責任の取り

方の問題、蚕糸跡地の活用

の問題が、議会の重要議題

となっており、二つの案件

について、町長と議員の議

論が、噛み合っていないと

編集後記

記録的猛暑がようやく納まり、気がつけば菊薫る季節です。あの暑さは秋野菜にも大きな影響を与え、発芽不揃い生育不良等大変な苦戦と聞きます。おまけに夏の暑さは益鳥のムクドリも抑え、害虫の発生も有りとか。

九月の町長選挙で新町長となり、同時に行われた補欠選挙で議会も二人の新メンバーを迎えました。町民の皆さんの多岐にわたる要望にしっかりと応えられるよう、より一層議会機能発揮に邁進致します。

(A・K)

議会だより

平成22年11月1日発行

発行 福島県伊達郡桑折町議会
責任者 浅野 義雄
編集 桑折町議会広報委員会
電話 (024) 582-2113
印刷 (株)神尾印刷所

<http://www.town.koori.fukushima.jp>

私たちの歳時記 ～たわわな実り～

